

## 平成16年度年度計画による自己点検・評価書

### 項目 - 5 教育研究組織(センター等)

#### (1) 観点ごとの自己点検・評価

観点 - 5 - : 全学的なセンター等が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

( 観点にかかる状況 )

) 情報基盤センターが、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 1 情報基盤センターの現況

情報基盤センターは、平成16年4月の国立大学法人化に際して、センターとしての機能を充実・発展させる方向で見直しを図り、重要性が指摘されている情報セキュリティポリシーの運用をも所掌することとしたことから、旧来は情報処理センターとしていた名称を、情報基盤センターに改めた。

既にセンターとしての機能は「情報を処理する」ことではなく、学内情報基盤の管理・運用が中心となっており、教育・研究支援のみならず事務局システムや附属学校システムの導入に際しても、ネットワーク面の調整の必要性から指導的な立場で関与せざるを得ず、現在も各種の計画に参画している。

情報基盤センターは、センター長が管理運営することとされており、センター長の諮問に応じ、センターの運営に関する重要事項を審議するため、情報基盤センター運営委員会を置いている。運営委員会は、センター長、センター配置教員及び情報セキュリティ管理者(本学情報セキュリティポリシーで規定)等で組織されており、運営委員会には、必要に応じて専門部会を置くことを可能にしている。

#### 上越教育大学情報基盤センター規則(平成16年規則第29号)

(目的)

第2条 情報基盤センターは、上越教育大学(以下「本学」という。)が高度情報通信社会の進展に対応し、情報処理基盤を整備するとともに情報セキュリティを確保し、その円滑な管理・運用を図り、教育・研究・学術情報及び事務処理等に資するほか、大学運営に係る情報化を総合的に推進することを目的とする。

情報基盤センターでは、上記の目的を達成するため「インターネット接続した学内LAN」「研究教育を支援する各種処理室」を有し、それらのシステムはレンタル物品で構成することで、数年ごとに更新を図り、常に新しい技術によって教育・研究を支援することを目指している。

#### 【インターネット接続した学内LAN】

学内LANは、JUEN(Joetsu University of Educational Network)と呼ばれ、Gigabit EthernetとATMを組み合わせた、高速かつ信頼性の高い複合型ネットワークで構築されている。

各研究室、実験室、教室などにネットワークコンセント、無線LANアクセスポイントが設置され、常にインターネット接続が可能な環境が整っている。また、PPP及びVPN接続による自宅からの学内LANへの接続も可能になっている。

#### 【研究教育を支援する各種処理室】

各種処理室として「マルチメディア処理室」「応用処理室」「教育情報訓練室」「情報演習自習室」が用意されている。

「マルチメディア処理室」と「応用処理室」では、DTV、DTP、DTMが可能であり、A0版プリンター、カラーレーザープリンターでの出力ができる。

「教育情報訓練室」は、WindowsXP搭載のPCを36台備えた部屋が2部屋あり、「情報演習自習室」は、Mac OS搭載のPCを21台備えている。これらは、学生が自由に教育・研究のために利用することができる。

#### 【その他のサービス】

情報基盤センターでは、Web-mail、WWW、ポータルサイト、学生用ファイルサーバー、講義支援や業務支援などのサービスが提供できるシステムを導入し、全教職員及び学生にe-mailアドレスを配布するとともに、教員に端末を貸与しており、教育・研究や各種連絡などに活用されている。

上越教育大学情報基盤センター規則（平成16年規則第29号）  
上越教育大学情報基盤センター運営委員会規程（平成16年規程第21号）  
上越教育大学情報基盤センター利用規程（平成16年規程第90号）  
上越教育大学情報基盤センター教育情報訓練室等利用細則（平成16年細則第26号）  
上越教育大学情報基盤センターホームページ開設細則（平成16年細則第27号）  
上越教育大学情報基盤センター学外からの接続利用細則（平成16年細則第28号）  
国立大学法人上越教育大学情報セキュリティポリシー（抄）（平成16年4月1日制定）  
上越教育大学情報システム管理者ガイドライン（平成16年4月1日制定）  
上越教育大学学生のネットワーク利用ガイドライン（平成16年4月1日制定）  
上越教育大学年次報告書（第19集：平成15年度版） 現在刊行中  
情報処理センターパンフレット（平成16年2月発行）

## 2 設置目的を達成するための各種取組

### (1) 情報処理基盤の整備及び管理・運用

#### 1) 時間外開館

利用者サービスの一環として、従来から時間外（17:00以降）における教育情報訓練室1・2及びマルチメディア処理室のオープン利用を可能とするため、情報基盤センター経費で要員（学生）を雇い上げ対応してきたが、時間外開館におけるサービス内容の見直しを行い、7月1日からは、利用者が時間外開館時間を利用して基本的なコンピュータ及び周辺機器の操作能力を身に付けられるようにすることで、本学の情報教育に資するとともに、情報基盤センターとしてより一層サービスの充実・向上を図るため、情報基盤センターシステム等運用支援業務を業者に委託することとし、委託業務の一環として時間外開館（20:45まで）を実施することとした。

夏季・秋季・冬季・春期の各休業期間においては、教育情報訓練室2及び情報・演習自習室は休館とした。ただし、教育情報訓練室1の収容人員を超える場合には、教育情報訓練室2を臨時に開館する等の措置を講じた。

休館日であっても公開講座等の事業を実施する場合には、事業実施部局と打合せの上、施設管理面において適切な対策を講じ開館した。

#### 【時間外開館時間】

17:00～20:45の3時間45分とする。

#### 【時間外利用を可能とする処理室】

教育情報訓練室1及びマルチメディア処理室の2室とする。ただし、教育情報訓練室1が授業等で使用されている場合には、教育情報訓練室2を開放するなど学生のオープン利用に支障を来さないよう対策を講じている。

#### 【時間外開館期間】

平成16年7月1日～平成17年3月31日までの間において、以下の休業期間等を除く平日とする。ただし、保守又は障害対応のため臨時に変更することがある。

夏季休業期間：7月24日（土）～8月31日（火）

秋季休業期間：9月15日（水）～9月30日（木）

創立記念日：10月1日（金） 休館日とする。

大学祭休講日：11月5日（金） 休館日とする。

冬季休業：12月24日（金）～平成17年1月7日（金）

12月28日（火）～平成17年1月4日（火）は休館日

春季休業：平成17年3月16日（水）～平成17年4月9日（土）

#### 2) 業務委託によるヘルプデスクの設置

従来、学生相談員を配置してPCの利用に関する質問・相談を受け付け対応してきたが、利用者サポートの一層の充実を図ることを目的に7月から情報基盤センター内に業務委託により「ヘルプデスク」を設置し、専用の電話・eメールによる利用相談を開始した。

なお、委託先である業者との間で「秘密情報に関する覚書」「個人情報に関する覚書」を取り交わし、情報の漏洩を未然に防止すべく対策を講じた。

#### 3) メンテナンス休館日の新設

利用者が快適に情報基盤センターの各種処理室を利用できるように、6月から毎月1回定例のメンテナンス休館日を設け、同日を利用して教育情報訓練室1・2を中心に各種処理室に設置されている端末機器等のアップデート、各種設定の確認、点検・クリーニング、消耗品在庫の確認を実施し、サービス環境の充実を図ることとした。

メンテナンス休館日は、マイクロソフト社のセキュリティ情報の提供日が毎月第2水曜日とされていることから、情報の提供に併せて即日対応を可能とするため、毎月の第2水曜日とした。

休館日とする根拠は、上越教育大学情報基盤センター利用規程第4条第2項に規定する臨時休館日として取り扱うこととし、センターホームページ及びセンター掲示板により学生に周知している。

メンテナンス作業の内容は、主に以下のとおりである。

利用者端末のアップデート、各種設定確認及び簡易点検

プリンターのクリーニング・簡易点検

端末機器等の確認及びトナー等消耗品の在庫確認

各種処理室の整理・整頓（エアコンのフィルター清掃、蛍光灯交換その他）

#### 4) システム基盤の整備

学内情報基盤を整備し、本学構成員の利用に資するため、次のシステム導入等を行った。

##### 遠隔教育システム

平成18年度以降に実施予定である大学院修士課程における遠隔教育および、現在行われている授業の情報化を目的とした遠隔教育システムを導入した。導入したシステムとその機能は次の通りである。

i 講義収録システム

パワーポイント等を用いて行っている授業をビデオカメラで収録することで遠隔教育用のコンテンツを作成する機能を有している。なお、作成されたコンテンツはSCORM1.2準拠であり、の講義支援システムで配信可能である。

ii 遠隔教育用マルチメディア教材開発システム

ドリル型、Web型のマルチメディア教材を作成する機能を有している。なお、作成されたコンテンツはSCORM1.2準拠であり、の講義支援システムで配信可能である。

iii SCORM1.2対応の講義支援システムの導入

コンテンツの国際標準規格であるSCORM1.2に準拠した学習管理システムである。

iv 遠隔講義システム

インターネットを利用したビデオ会議システムであり、アプリケーション共有、Web共有、白板共有などの機能を有しており、ゼミや修士論文指導などで活用が可能である。

v コンテンツ配信サーバ

、などで作成したコンテンツを蓄積し配信する機能を有している。

vi 遠隔教育用ネットワーク基盤システム

安定したコンテンツ配信を実現するために、Sinet以外を用いて受講生が遠隔教育用コンテンツを閲覧できる機能を有している。

これらのシステムを活用することで、遠隔教育のコンテンツの作成が可能となり平成18年度以降に予定されている大学院修士課程における遠隔教育の実施が可能となった。また、その他の授業の情報化も推進されることが期待される。

Webメール・スパムブロック

教育研究のツールとして電子メールが重要な位置を占めている。しなしながら、迷惑メールなどのスパムメールの増加により、本学構成員の教育研究活動に支障をきたす結果となっていた。また、POP3によるメールの受信およびインターネットからのSMTPによる送信の禁止などにより、インターネットの特徴である「いつでも、だれでも、どこでも」に対する制約が大きくなっていることが問題となっていた。

そこで、SSL通信を用いWebブラウザによってメールを送受信できるWebメールと、スパムメールをフィルタリングするスパムブロックの導入を行い、上記問題の解決を目指した。

その結果、SSL通信によるセキュアな環境により学内外を問わずメールの送受信が可能となり、スパムブロックによりスパムメールの駆除が可能となり、今後の教育研究環境として期待される。

学内ポータルサイト・認証ゲートウェイ

平成17年度から新生のPC所有が実施されることに伴い、情報システムの利便性の向上とセキュリティの強化が急務とされている。その一方策として、学内の各種情報システムのポータルサイトの構築と講義室系LANの認証ゲートウェイを導入した。これにより、主要情報システムの総合窓口が作られると共に、ユーザ認証を行い許可された者がネットワーク接続を許可することが可能となり、利用者の利便性と情報セキュリティの強化が可能となった。

学内ネットワークの基幹スイッチ群に関する保守

平成12年度に導入された学内ネットワークは、現在、基幹ネットワークとして教育研究および業務に活用され無停止、高信頼性が利用者から望まれている。しかしながら、基幹スイッチ群の設置環境、導入からの年数などから故障が頻発に発生し、教育研究および業務に支障がきたす場面が顕著となった。よって、環境改善

および基幹スイッチ群の保守契約を結ぶことで、故障頻度の軽減、故障の際の敏速な対応、修理に関する費用の軽減を図った。

#### インターネット接続に係る回線利用契約の見直し

平成18年度から実施予定の大学院での遠隔教育や教育の情報化に伴うインターネットへの接続回線速度の見直しと、増大する通信費コストの軽減を目的にインターネットへの接続回線の見直しを行った。その結果、Sinetとの接続ノードを信州大学ノードから新潟大学ノードに変更することとした。それに伴い、現在のATM 5Mbpsの回線からEthernet 100Mbpsに変更することで月額回線利用料が大幅（約1/2）に軽減すると共に理論値として回線速度を20倍にすることができ、コストパフォーマンスの優れたインターネット接続が実現できた。なお、既存の契約の解約に伴う経費が一時経費として発生するが、2年以内に回収可能である。

## (2) 情報セキュリティの確保

国立大学法人上越教育大学情報セキュリティポリシーについては、昨年度から制定に向けた検討を進め、平成16年4月1日付けで制定した。情報セキュリティポリシーについては、制定・運用していることを学内外に公表する必要があることから公式ホームページに、学長による総合情報セキュリティ対策実施宣言及び情報セキュリティの基本方針を抜粋し公開した。

また、情報セキュリティポリシーの全文については、学外に公開できない部分を含むため、教職員情報共有システム（グループウェア）のファイルライブラリ（学内規則集）に掲載した。

情報セキュリティポリシーに定める運営組織を情報基盤センター運営委員会としていることから、情報セキュリティに関する事案が発生し、緊急を要する場合には各委員の協力を得て対応することとなるため、運営委員会の連絡網を作成した。

なお、本学の情報セキュリティレベルを明確にするための監査の実施、その結果に基づく情報セキュリティポリシーの見直し、学生を含む大学構成員への情報セキュリティポリシーの必要性及び情報セキュリティ確保の重要性の啓蒙を図るための講演会の実施等に、本委員会として取り組むこととした。

### 1) 情報セキュリティに関する教育・指導

#### 平成16年度新入生情報セキュリティガイダンスの実施

平成16年4月9日（金）の新入生オリエンテーションで、情報処理センターの利用説明のために割り当てられた時間の中で情報セキュリティの説明を行った。

新入生オリエンテーションでは、時間的に情報セキュリティに関して十分な説明が困難であるとともに、学生も緊張状態にあり説明内容が浸透しないこと。さらには、情報セキュリティに係る問題は、賠償責任や大学の信用失墜に関わる重要な問題であることから、継続的に指導（啓蒙）を実施することとし、学部学生にあっては、相互コミュニケーション科目「教育情報演習」において、情報セキュリティに関する指導（啓蒙）を行う。

大学院学生にあっては、平成16年4月14日に新入生全員を対象とした「情報セキュリティ講習会」を、情報基盤センター主催で開催した。

#### 情報セキュリティ講演会

平成16年12月8日（水）に、(株)サイバーディフェンス社 コンサルティング部 ゼネラルマネージャである河村 太郎氏を講師として、全学構成員を対象として「情報セキュリティ講演会（演題：「大学における個人情報と著作権の保護 ～組織的取組と自己防衛の両面から～」）」を開催した。

## 2) 情報セキュリティに関する情報提供

夏季休暇等長期休暇前の不正アクセス等に係る対策やその他の情報セキュリティ情報について、グループウェア、メール、情報基盤センターホームページを通じて、随時、本学構成員に情報の提供・周知を図っている。

## 3) 情報セキュリティに関するシステム整備

情報セキュリティは、向上を図らなければその相対的なセキュリティレベルが低下するとされていることから、本学の情報セキュリティを維持していくために次のシステムを導入した。

### Webメール・スパムブロック

教育研究のツールとして電子メールが重要な位置を占めている。しなしながら、迷惑メールなどのスパムメールの増加により、本学構成員の教育研究活動に支障をきたす結果となっていた。また、POP3によるメールの受信およびインターネットからのSMTPによる送信の禁止などにより、インターネットの特徴である「いつでも、だれでも、どこでも」に対する制約が大きくなっていることが問題となっていた。

そこで、SSL通信を用いWebブラウザによってメールを送受信できるWebメールと、スパムメールをフィルタリングするスパムブロックの導入を行い、上記問題の解決を目指した。

その結果、SSL通信によるセキュアな環境により学内外を問わずメールの送受信が可能となり、スパムブロックによりスパムメールの駆除が可能となり、今後の教育研究環境として期待される。

### 学内ポータルサイト・認証ゲートウェイ

平成17年度から新入生のPC所有が実施されることに伴い、情報システムの利便性の向上とセキュリティの強化が急務とされている。その一方策として、学内の各種情報システムのポータルサイトの構築と講義室系LANの認証ゲートウェイを導入した。これにより、主要情報システムの総合窓口が作られると共に、ユーザ認証を行い許可された者がネットワーク接続を許可することが可能となり、利用者の利便性と情報セキュリティの強化が可能となった。

## (3) 学術研究、情報処理教育及び事務処理に係る利用

### 1) 授業科目の開設

情報基盤センターが実施主体となる学校教育学部開設授業科目として、平成16年度は、学部の相互コミュニケーション科目「情報」において、「教育情報演習（S4：学部1年必修）」、「情報科学概論（L2：学部2年必修）」の計6単位を開設した。

また、担当教官の間で、情報教育の充実を目的とした開設授業科目の見直しについて検討がなされ、同授業科目に変えて平成17年度から「教育情報基礎演習（S2：学部1年必修）」、「教育情報概論（L1：学部1年必修）」、平成18年度に「教育情報応用演習（S2：学部2年必修）」、「情報科学概論（L1：学部2年必修）」を新規に開講することを決定した。

### 2) 教育情報訓練室等での実施授業

平成16年度において、情報基盤センターの各種処理室で開講されている授業科目は以下のとおりであるが、その他にも随時授業や学生指導上の利用申し込みがあり、活用されている。

#### 教育情報訓練室1

【前期】教育情報演習（5コマ）、情報システム工学演習

【後期】教育情報演習（5コマ）、情報教育演習、情報教育実践演習、応用情報システム工学演習、

情報システム工学，大気科学演習，大気科学実験

教育情報訓練室2

【前期】知識情報処理特論，地学実験（2コマ）

【後期】計算機数学演習

情報演習自習室

【後期】視覚デザイン研究（2コマ），デザインワーク

### 3) オープン利用

情報基盤センターの各種処理室は，授業時間帯以外は学生に開放し，学生が自由にPC端末を利用できる環境を提供しており，特に教育情報訓練室は利用者の無い状態はまれである。

### 4) 各種講習会の開催等

Microsoft Office 2003 Editionsトレーニング

平成16年7月15日（木）に，（株）マイクロソフト社の協力を得て，現職教員である大学院生並びに附属学校教員を対象として，「教育の情報化」への協力と教職員の皆様の情報リテラシー向上，プログラミング習得による情報管理，運営技術向上のサポートを目的とした標記のトレーニングプログラムを実施した。

プログラムの内容は，Microsoft Office の主要プロダクトであるWord，Excel，PowerPoint を使用した校務，授業向け文章作成方法から，サーバーとの連携したファイルのセキュリティなどを取り入れ，Microsoft Office 2003 Editions の特性をもたらす校務の効率化を学ぶものである。

教員採用試験（実技試験）のためのパソコン講習会

平成16年8月9日（月）・8月10日（火）の2日間にわたって，教員採用試験の2次試験（実技試験）において年々パソコンの操作についての出題が増加していることに対応し，教員採用試験受験者を対象に「教員採用試験（実技試験）のためのパソコン講習会」を就職支援室との共催で開催し，Word，Excelの基本操作等に係る講習を行った。

初めてできる Microsoft Officeアカデミックプログラムの導入

（株）マイクロソフト社の協力を得て，「初めてできる Microsoft Officeアカデミックプログラム」を導入し，学内の講習会や学生の自学自習用教材として，画面で見せるパソコン解説書の「できるシリーズ」の中からデジタル化したMicrosoft Office 2003 Editions対応書を，教育情報訓練室1・2の端末に導入した。

このコンテンツを利用することで，利用者は自学自習により，Word，Excel，PowerPoint，Outlook，Access の基本的な使い方を習得することが可能である。

講義支援システム等既存システムの利用に係る説明会

講義支援システムについては，利用の普及が年度計画に掲げられていることから，昼休みを中心に説明会を逐次実施し，授業における利用の普及を図っている。

webメールや遠隔教育システムについても利用者への普及を目的に同様に説明会を逐次実施している。

### (4) 年度計画等への対応

#### 1) 学生のPC所有推進

文部科学省の「初等中等教育におけるITの活用の推進に関する検討会議」の報告書である「ITで築く確かな学力～その実現と定着のための視点と方策～」(平成14年8月28日)において，『教科の目標を達成し「確かな

学力」の向上を図る観点から、ITは、教科を問わず大きな教育効果を発揮し得るものであり、各教科の指導の充実のために、そのような教育効果を実現する効果的なITの活用を広め定着させていくことが重要である』と述べられている。「IT活用指導力」はあらゆる教科の教員にとって必須となる能力の一つであり、このためには、報告書にも記載されているように「教員」「ハード」「ソフト」の3つの要素をバランスよく進展させ、実践的につながるようにする必要がある。

「教員」においては、ITは学力向上のために用いるツールであると認識し、実践的IT活用指導力を高めることが求められている。そのためには、教員研修も必要であるが日常的にITを活用することができる環境づくりにより、ITに「慣れる」ことが重要である。教員を目指す本学の学生、研修を行っている現職教員にとっても同様であり、学部においては情報に関する科目は6単位が全学必修としており、また、情報教育分野や技術分野において情報に関する専門的な科目が開設されている。その他、各教科においてもコンピュータを活用する場面が多く見受けられる。

この教育を定着させるためにも、ITに慣れる環境の整備は急務である。現状の情報基盤センターの教育設備は、学生約20人に1台程度のPCの整備状況である。

この状態を早急に改善させ、理想的な環境である一人1台のPCの所有を実現させることにより、将来、ITに強い、ITを活用した指導が可能な教員を全国の教育現場に提供できると確信している。そのためには、様々な問題を考慮して、現時点では最良と思われる学生のPC所有の義務化を早急に実現する必要があるとの情報基盤センター運営委員会の検討結果を経て、その方向性が第11回教育研究評議会（平成16年10月13日）で承認され、平成17年度学部学生募集要項にその旨を明記した。

## 2) 遠隔授業システムの構築

年度計画の記載内容である『遠隔授業システムの構築計画を策定する。教育課程等も並行して検討する。』に対応して、インフラとしての遠隔授業システムを導入・整備を行った。

今後は、全学的対応として策定される教育課程等（予算措置を含む。）に基づいた授業科目を遠隔授業用コンテンツとして整備するため、支援する。

## 3) 授業等における講義支援システム利用の定着

年度計画の記載内容である『平成16年度から3か年計画で、教員に講義支援システムの定着を図る。』に対応して、講義支援システムの利用を拡大し、教員の利用の定着を図る。

定着したと見なすには、少なくとも過半数の大学教員が講義支援システムを利用している必要があることから、年度計画を達成するために必要な平成18年度後期授業における利用教員数の最低ラインを、教員の増加を考慮し、80人（現行ベースで51.6%）とする。

また、利用していると見なす条件としては、担当している授業科目中1科目でも利用していればよいものとし、複数の教員で担当している場合には、全担当教員を利用教員と見なす。

利用教員数（平成16年度前期）

12人（学長、副学長、学長特別補佐、助手を除く大学教員155人（7月1日現在）の7.7%に担当）

講義支援システムの定着方法

運営委員会の協力を得て、以下のスケジュールにより利用教員の増加を図る。

委員の協力を得て、委員及び協力いただける教員が行っている平成16年度後期の授業において、モデルケースとして利用してもらい、その使用例を学内に紹介していく。【目標：10人】

平成16年度後期中に、教務委員会を通じて平成17年度の「実践場面分析演習」におけるシステム利用を



徹底【目標：全教官】するとともに、各講座から平成17年度前期授業での利用教官を募集（依頼）し、情報基盤センターとしてサポートの上、準備を進め、平成17年度前期授業から実施する。【目標：10人】

平成17年度前期中に、各講座から平成17年度後期授業での利用教官を募集（依頼）し、情報基盤センターとしてサポートの上、準備を進め、平成17年度後期の授業から実施する。【目標：10人】

平成17年度後期中に、各講座から平成18年度前期授業での利用教官を募集（依頼）し、情報基盤センターとしてサポートの上、準備を進め、平成18年度前期の授業から実施する。【目標：10人】

平成18年度前期中に、各講座から平成18年度後期授業での利用教官を募集（依頼）し、情報基盤センターとしてサポートの上、準備を進め、平成18年度後期の授業から実施する。【目標：10人】

利用するに当たっての支援

定着のための対策として教務委員会との連携により、利用説明会（利用事例の紹介）、利用者講習会及びパンフレットを作成・配付する方法により、利用を希望（依頼）する教員を、情報基盤センターで支援する。

また、学生の利用環境が不十分なために授業での活用が困難とならないように、学生が利用しやすい環境の整備として、学内アクセスポイント（無線LANおよび情報コンセント）の増設、印刷ステーションの設置、学外からのアクセス環境の整備、学生のPC所有義務化、ヘルプデスクの整備などを、学内の他の組織との協力・共同により情報基盤センターで実施する。

さらに、年度当初の利用をスムーズに行うために講義支援システムへの履修者登録を教育支援課と協力し、できる限り簡素化することで教員の負担を軽減する。

#### 4) 講義室・プレイスメントプラザ等への無線LAN設置その他情報機器利用環境の整備

年度計画の記載内容である『講義室、プレイスメントプラザ等に無線LANによるアクセスポイントを設置するなど、情報機器利用環境を整備する。』に対応して、講義室・プレイスメントプラザ等への無線LANアクセスポイントの設置その他情報機器利用環境の整備を行った。

附属図書館への無線LANアクセスポイント設置

予算・システムの両面から附属図書館と協議し、1階・3階閲覧室等におけるPC利用を可能とした。

学生食堂の整備

ホットスポットのように飲食しながらの利用を可能とする方向で、飲食物の提供方法（学生食堂内への自動販売機の設置等）を含め、学生支援課及び食堂と協議の上、実現した。

講義室（講義棟・第2講義棟を除く）への無線LANアクセスポイント設置

年度当初に講義棟及び第2講義棟の各講義室に設置し、それに加えて人文棟1階講義室（104、105、106、107）に設置した。

今後計画的に、人文棟1・2階の講義室や集会室その他の施設に係る整備を行うこととしている。

#### 5) 情報化の視点から附属小・中学校との連携・協力の推進

年度計画の記載内容である『情報化の視点から附属小・中学校の情報システムについては、情報基盤センターとの連携・協力を推進する。』に対応して、附属学校情報システム運用の効率化及び定期的な更新の実現に向け取り組むこととした。

附属小・中学校の情報教育システムは初期導入経費が文部科学省からの特別経費により措置されたため、初期導入規模で更新するには予算規模が大きく、部分的な更新又は追加で対応してきたため、機種・OS等が不揃いであり、維持管理やセキュリティの確保等については、管理者である教員のボランティア的な活動により

利用可能な状態が維持されている。

また、平成16年4月時点で現有機の導入後の経過期間を見ると、通常コンピュータの更新時期とされる4年を経過した機器が、附属小学校では96%、附属中学校では85%を占めていることから、今後ますますセキュリティ面における対策や修理等の保守に要する人的・経費的な負担の増加が見込まれる。

今後、維持・管理面の効率化を実現し、児童・生徒の利用環境の向上を図るためには、今までのような部分的な更新・追加による対応では、その実現が不可能であることから、附属学校情報教育システムを情報基盤センターシステムの一部として位置づけることにより、センターシステムの更新に併せて、同時に更新していくための計画を策定するとともに、可能な範囲でシステムのメンテナンスやホームページ更新に係る支援を実施した。

## (5) その他

### 1) 公開講座等の生涯学習事業や地域開放事業への会場提供

本学が本年度開講している公開講座等において、パーソナルコンピュータを利用するものについては、研究連携室に協力し、教育情報訓練室を必要に応じて利用に供して。

### 2) 公立学校の就業体験学習への協力

地域の公立中学校の就業体験学習(進路学習の一環として働くことの意義や実際の仕事を体験し調査する。)でPCやIT関係業務の就業場所として協力依頼があったため、学校からの依頼に基づき受け入れ企業と調整の上、各種処理室を就業場所として開放した。

## (分析結果)

相応である。

## (根拠理由)

情報基盤センターが、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているかについては、上記の観点にかかる状況の記述から、教育研究活動に資する基盤整備、情報セキュリティの確保、その他大学構成員に向け提供するサービス内容の向上等に係る取組から、適切であると考え。

## (2) 優れた点及び今後の検討課題

### (優れた点)

) 情報基盤センターの施設、設備については、本学の教育課程に対応していること。運用に関する規定も整備・公開されていること。設置目的に添って提供するサービスの充実を図り、利用に供していること。大学運営に係る情報化を総合的に推進するために処理室等の利用状況を公開して利用に供するとともに、センターとして可能な支援や協力を行っていること。等の取組が優れている。

) 情報セキュリティの確保についてはシステムの整備のみならず、入学段階から情報セキュリティの重要性を継続的に指導するとともに、全構成員向けに講演会を開催し情報セキュリティの必要性を啓蒙していること。等の取組が優れている。

) 学生のスキルアップに向けた講習会の開催や他の部局と連携した年度計画への取組等、センターの設置目的を達成すべく各種の対策に取り組んでいること。等の取組が優れている。

### (今後の検討課題)

- ) 遠隔教育の実現に向けた全学的な取組に対応するための組織の発展的見直し（機能的・人的充実発展）
- ) 情報基盤センターの施設，設備を利活用した授業科目の拡充
- ) ネットワークの情報セキュリティを確保していくための継続的な予算措置（実質的なセキュリティを向上していくことで，セキュリティレベルの維持を図ることが可能であり，そうでなければ相対的なセキュリティレベルは低下することとなる。）
- ) 教務事務システムを早期に導入し，センターシステムと連携することによって，学生向けサービスの一層の向上を図る。

## 根拠データ

### [ 1 ] 上越教育大学情報基盤センター規則（抄）

#### 上越教育大学情報基盤センター規則（抄）

（趣旨）

**第1条** この規則は，国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第10条第2項の規定に基づき，上越教育大学情報基盤センター（以下「情報基盤センター」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

**第2条** 情報基盤センターは，上越教育大学（以下「本学」という。）が高度情報通信社会の進展に対応し，情報処理基盤を整備するとともに情報セキュリティを確保し，その円滑な管理・運用を図り，教育・研究・学術情報及び事務処理等に資するほか，大学運営に係る情報化を総合的に推進することを目的とする。

（業務）

**第3条** 情報基盤センターは，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の情報処理システム及び学内ネットワーク（以下「センターシステム」という。）その他情報処理基盤の整備及び管理・運用に関すること。
- (2) 情報セキュリティの確保に関すること。
- (3) 全学における学術研究，情報処理教育及び事務処理のための利用に関すること。
- (4) 学術情報の利用及び提供に関すること。
- (5) 学術情報センターとのネットワーク及び事務連絡に関すること。
- (6) その他情報基盤センターに必要な業務に関すること。

（職員）

**第4条** 情報基盤センターに，次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 情報基盤センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 教授又は助教授，講師，助手
- (3) 学内兼任の教授又は助教授，講師，助手
- (4) その他必要な職員

（管理運営）

**第5条** 情報基盤センターは，センター長が管理運営する。

（運営委員会）

**第6条** センター長の諮問に応じ情報基盤センターの運営に関する重要事項を審議するため，情報基盤センター運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は，別に定める。

( センタ - システムの保守等 )

**第7条** センタ - 長は、センターシステムの正常な運転を保持するため、定期的にセンタ - システムの調整及び点検の措置を講ずるものとする。

2 センタ - 長は、端末機からの不当又は異常なアクセス並びに外部からの不正アクセスを防止する機能を設けるよう適切な措置を講ずるものとする。

( 情報基盤センタ - の保安措置等 )

**第8条** センタ - 長は、情報基盤センタ - における火災その他の災害及び盗難(以下「事故」という。)を防止するために必要な保安措置を講ずるものとする。

2 センタ - 長は、情報基盤センタ - において事故が発生したときは、速やかに当該事故の経緯及び被害状況を調査し、復旧のための措置を講ずるものとする。

( センタ - システムの監視等の外部委託 )

**第9条** センタ - 長は、センタ - システムの効率的な運用及び適正な管理を図るため、センタ - システムの監視、運用等について外部に委託することができる。

2 センタ - 長は、センタ - システムの監視、運用等を外部に委託するときは、善良なる管理者の注意義務、秘密保持義務及び安全確保の義務を契約書に明記して行うよう措置するほか、必要に応じ、データの取扱いに関する注意事項を覚書にして取り交わす等、秘密保持等のための措置を講ずるものとする。

( 派遣労働者 )

**第10条** センタ - 長は、センタ - システムの監視、運用等に関し企業等の職員の派遣を受けるときは、必要に応じ、派遣企業等の責任者及び当該派遣労働者の双方から秘密保持等の適正な取扱いに関する誓約書を提出させる等、データの保護について適切な措置を講ずるものとする。

( 著作権の保護 )

**第11条** センタ - 長は、ソフトウェア等の使用に当たり著作権の保護を図るため、関係法令、使用許諾契約の周知徹底を図る等適切な措置を講ずるものとする。

2 センタ - 長は、ソフトウェア等の整備状況を把握するとともに、違法複製など著作権を侵害する行為を防止するため、必要に応じて点検調査を行う等、適切な措置を講ずるものとする。

( 利用者教育 )

**第12条** センタ - 長は、事故防止及び適正利用を期するため、利用者への教育を実施する等、適切な措置を講ずるものとする。

( 事務の処理 )

**第13条** 情報基盤センターに関する事務は、総務部企画室において処理する。

( 細則 )

**第14条** この規則に定めるもののほか、情報基盤センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。